

当別町 P P A 方式による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル企画提案書に関する質問への回答

NO	質問事項の内容	回答内容
1	オフサイトPPA単価について、託送料金の変更以外で制度変更による単価変更は協議の余地があるのでしょうか（直近でいくと24年4月から始まった容量拠出金がございますが、考えられることでいくとIB制度の改変もございます）。	託送料金や公的機関の制度変更に伴う単価増が、自社の努力で賄えない場合について、単価変更の協議を可能とします。
2	本事業に関わる電気主任技術者は、既存の高圧設備において当別町様が置かれている主任技術者とは別に太陽光発電設備のみの保安を担当する主任技術者を弊社が手配という理解でよろしいでしょうか。	太陽光発電設備のみの保安を担当する主任技術者を事業者が手配という理解でよろしいです。 電気主任技術者が必要となる発電設備を設置した場合、既存設備の保守を行っている電気主任技術者に願いますか、新たに事業者が手配するかは、事業者側で決めてください。
3	採用設備の補足資料としてメーカーの商品特長の説明資料・技術資料等を添付してよろしいでしょうか。	説明資料・技術資料の添付はできません。提出していただくのは、企画提案書及び設備容量・電力量・単価記入シートとなります。
4	中小屋（No.5-1, 5-2）につきましては低圧発電所を2ヶ所に分割し設置可能という認識で問題ないでしょうか。	原則、一需要場所について一引込みとなりますので、分割は出来ません。どちらかを選択してください。
5	補助金の交付額に関して、どの工事費用を参考に決定されるのでしょうか。工事事業者が算出した工事費用という認識で問題ないでしょうか。	工事事業者が算出した工事費用となります。
6	（上記の質問に関連して） 共同での参加の場合の補助金の申請者及び、交付対象者はどちらの会社になるのでしょうか。工事⇒A社、小売⇒B社のように分かれている場合の申請はどのように行いどのように還付されるのでしょうか。	補助金の対象者は、P P A 事業者となります
7	代替地は当別町内でなくても問題ございませんか。 また、代替地でも補助金を活用できる前提でよろしいでしょうか。	代替地は当別町内に限ります。 その上で補助金を活用できます。